

◆市営住宅 空家補充入居者等募集

6月1日から受付開始

種別	住宅名	空数	規格	初年度 家賃(円)	入居時期 (見込み)
一般	崎枝第二	一戸	3LDK	22,000 22,700	7月中旬
一般	伊原間第二	一戸	3LDK	22,200 33,100	7月中旬
一般	明石第二	一戸	3LDK	21,100 31,500	7月中旬
一般	開南	一戸	3LDK	23,800 35,400	7月中旬
一般	名蔵第二	一戸	3LDK	23,100 34,400	7月中旬

※左記のほかに、空家待ち補充者募集も行います。

◆入居者の資格(※詳細は窓口でご確認ください。)

- ①本市に一年以上居住していること。
- ②親族二人以上での申込み(婚姻の予定等を含む)。
- ③所得条件あり。
- ④困窮し、住宅の確保に困っている。
- ⑤申込者及び同居者が暴力団員ではないこと。
- ⑥農漁村住宅については、農業・漁業に従事している証明書が必須。
- ⑦市民税などの完納者であること。
- ⑧現在、公営住宅に入居していないこと。
- ①～⑧の全てを満たしていること。

◆申込書配布・申込受付期間等

令和4年6月1日(水)～14日(火)まで。

受付時間…平日の午前9時～正午・午後1時～午後5時の時間帯

【受付・問合せ】

市役所施設管理課 ☎0980-833-3986

※応募多数の場合は抽選を行います。

◆森林の土地の所有者届出について

森林の土地を取得したときに

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、**森林※1の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として「森林の土地の所有者届出」が必要となります。**面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。



所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行う必要があります。届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがありますので、ご注意ください。

※1都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

詳しくは、林野庁ホームページをご覧ください。

【問合せ】市役所農政経済課林務係

☎0980-821-1307

◆誘殺板の取り付等を実施します

ミカンコミバエ再侵入防止

ミカンコミバエは、現在日本では根絶されていませんが、台湾やフィリピン等の東南アジアでは今でも生息しており、台風等の風や人及び物流により、再侵入する可能性があります。これを防除するため、現在でも誘殺板を街路樹や民家の庭木に取り付けたり、ヘリコプターで山間部へ散布するなど対策を行っています。ご理解・ご協力、よろしくお願いします。

なお、誘殺板には触れないようにお願いします。

【期間】

地上防除…4月～12月

※2ヶ月に1度、市街地を中心に計4回実施

航空防除…4月～10月

※2ヶ月に1度、山間部を中心に計4回実施

誘殺板にはミカンコミバエのオス成虫を誘引する物質と少量の殺虫剤がしみ込ませてあります。

※口に入らなければ人体に害はありません。

【問合せ】市役所農政経済課

☎0980-821-1307



※誘殺板『危』の印字あり



ミカンコミバエ(農水省資料より)